

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 令和3年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔決算特別委員長 亀田利美君登壇〕

○決算特別委員長（亀田利美君） おはようございます。

認定第1号 令和3年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書でございます。

決算の内容。

一般会計について。

令和3年度小坂町一般会計歳入歳出決算は歳入総額53億3,408万9,244円、歳出総額52億139万5,221円であり、歳入歳出差引額は1億3,269万4,023円であります。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2,472万5,000円を除いた実質収支額は、1億796万9,023円であります。

歳入では、調定額53億5,145万241円に対して1,539万9,365円（0.3%）の収入未済額が生じたほか、196万1,632円（0.1%）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては7,155万5,779円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款総務費537万1,224円、3款民生費1,480万9,389円、7款商工費922万4,385円、8款土木費

1,278万5,673円、10款教育費1,182万4,135円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率で99.6%（前年度99.6%）となっております。

歳出の執行状況は、執行率で98.6%（前年度99.3%）となっております。

次に、特別会計について。

8の特別会計の状況は、次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額5億4,020万6,223円、歳出総額5億1,376万8,377円で、差引額は2,643万7,846円となっております。

なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は1億3,007万5,974円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額8,232万7,300円、歳出総額8,228万8,635円で、差引額は3万8,665円となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額7億8,202万706円、歳出総額7億7,503万496円で差引額は699万210円となっております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額284万4,627円、歳出総額284万4,627円で差引額はゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額6,390万8,343円、歳出総額6,390万8,343円で差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から2,427万3,819円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額305万9,781円、歳出総額305万9,781円で差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から9,000円を繰り入れております。

また、基金残高は3,236万3,314円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額227万2,755円、歳出総額227万2,755円で差引額ゼロ円となっております。

なお、3年度の貸付対象者は1名であります。

下水道事業特別会計決算は、歳入総額2億9,650万9,945円、歳出総額2億9,640万2,745円で、差引額は10万7,200円となっております。

このうち、前年度繰越明許費繰越額が2万7,200円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1億406万371円を繰り入れております。

小坂財産区特別会計決算は歳入総額338万4,269円、歳出総額214万1,800円で差引額は124万2,469円となっております。

水道事業について。

給水人口が4,764人（前年度4,719人）、総配水量が50万751^m（前年度49万6,425^m）となっております。

建設改良工事は配水施設改良として藤原地区に配水管を布設しております。

水道事業の収益的収支は事業収益2億6,149万2,366円、事業費用2億5,161万3,087円となっており、差引額987万9,279円となっております。

また、資本的収支は資本的収入8,313万8,000円、資本的支出2億1,273万5,100円で差引1億2,959万7,100円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。

議決の内容。

令和3年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性・硬直化を示す経常収支比率は88.0%、実質公債費比率は15.3%、将来負担比率は60.1%となっております。このように令和3年度一般会計の財政状況は数値そのものに限ってみれば健全な状態ではありますが、今後も公債費が高い水準を推移することから財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て将来を見据えた財政運営を図られたい。

各会計においても諸支出の節減に努めながら、おおむね計画的に執行されており本決算は適正なものとして認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち特記すべき事項は次のとおりであります。

記

1、不用額について、まだ調整されていない項目があることから適正な処理を行い、有効な予算の活用に努力すること。

2、ワイナリー事業の拡大のためにも、ぶどうを栽培する就農者への支援や、ワインの普及促進に関する取り組みを図られたい。

3、小坂鉄道レールパークの運営について、今後も赤字が懸念されることから、町民が安心して継続できる事業だと思えるよう、さらなる努力を重ねていただきたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第51号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第51号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

地方公営企業法の財務規定等を適用し公営企業会計に移行するために、条例を制定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、下水道事業を行うにあたり、地方公営企業法の規定の全部を適用するために条

例制定するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第52号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第52号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、関係条例を改正する必要があり、条例を制定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、関係条例を改正する必要があり、条例を制定しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第53号 小坂町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 2点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、この定数削減に関しては、職員労働組合との協議を持ったか伺います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 組合に対しては説明して、了承を得ております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

2点目ですけれども、前回、この定数削減に関して、定年の改定に伴うというようなニュアンスで話したと思いますが、間違いないでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 定年の改定に伴うわけではなくて、現在いる職員数と定数の開きが大きくなっていることから、できるだけ現職員数、実際にいる職員数に近づけるための削減です。定年の関係は、定数は削減しますけれども、実際の職員数は定年延長の関係と、あと再任用職員の関係で、実際の職員数は若干増えていく傾向にあると想定しておるといふ説明をしておりました。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

今の質問に関しては、定年の改定が伴うというようなニュアンスであれば、揚げ足を取るようでありますけれども、小坂町の職員の定年の条例の改定をもって、次にこの定数の削減というふうになるのではないかという意味合いでの質問でしたが、総務課長、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今回の定数削減は、定年延長のためということではありません。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） そのほか、質問はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） もう一度中身をしっかりと確認させていただきたいと思うのですけれ

ども、この条例改正の中身を見ますと、第2条第1号中「70人」、同上第3号中「16人」、こうありますけれども、これは何を意味しているのか、もう一度分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 第1号は町長部局の職員が70人、第3号が教育委員会部局の職員が16人、現在70人と16人であるものを、第1号の町長部局の職員については67人に、それから第3号の教育委員会部局の職員については13人に減ずるというものでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） たしか現在の人数もお話しいただいたと思うのですが、ちょっと聞き漏らしたものですから、もう一度現員を説明いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 現在の職員数ですが、町長部局は60人、教育委員会部局が9人です。それ以外の部局の職員は定数と同数でございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そこで私が思うには、会計年度任用職員というのが多々おられまして、ある意味では一般の正規の職員と同じような仕事をしながら、さっぱり人数が減っていないということは、必要であるからそういうふうにな人を配置しているのではないかと、私はそう捉えております。

そこで、定数と現員との乖離があるというご説明ですけれども、今の会計年度任用職員の処遇を見ますと、一般の正規の職員とさほど差は生じてこないのではないかと。手当もあり、各種の福利厚生部分についてもそれなりに法的に裏づけされている。もしかして違いがあるとすれば退職手当かなという気はしないわけではありませんけれども、必要であってそういうふうな形で人を張りつけておきながら、なぜ定数内の職員として採用していかないのか。その辺はどのように説明をされるのですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 内部で協議しているところでは、できれば会計年度任用職員は減らして、正規の職員は可能な限り、増やせるものであれば増やしていきたいという話はしております。

ただ一気に職員数を急に増やすということもまた、財政の状況などももちろん考慮しながら取り組んでいかなければならないことでもありますので、先ほど来お話があるように、定年

退職の年齢がこれから伸びていきますので、それに合わせて、少しずつではありますが、職員の数がこの10年間で若干増えていく傾向にあると想定しています。その辺で正規職員のほうを増やしていきながら、できるだけ正規職員、一般職員で対応していけるような体制を目指していければいいなと思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 多分そういう計算になっていくのかなと。定年制も延長がかかっていくわけです。聞くところでは2年に1歳ずつ引き上げていくと、65歳定年というふうに向づけがなっているようですから、そうしますと再任用職員をそれなりに抱えて、かつ定数を減らしていくということは、だんだん差が少なくなっていくということは理解できる。

ただ私は、資格を有する職員というものはきちんとそれなりに配置していかなきゃいけないのではないかと思うのです。例えば教育委員会の場合ですと、かなりの定数が削減されてきている。また、今回も相当削減されようとしている。郷土館、図書館の場合ですと司書をきちんと配置しておかなければならないものが、ある方が退職してからは補充されていないという形でずっと続いてきているわけです。

学校の司書なんかも本来であれば必要なものを、そういう人が配置されていないために学校の図書を選定等についても、私は大変心配をしているわけです。やはり専門職という方がきちんと配置されないと、いろいろと支障があるのでないかなと思いますし、特会の中で議論されました歯科診療所の問題にしても、歯科衛生士というものはなかなか採用しようとしても応募がない。これは身分保障がしっかりしないからでないかなと私は思う。これは私の捉え方ですけども、町の正規の職員として歯科衛生士を採用するというふうな募集をかけていかないと。それが、仮に歯科診療所の業務がもしかして必要でなくなった場合でも、保健衛生とかいろいろな部分で歯科衛生士というのは、口腔、口の中の衛生、やはり歯を大事にしていくということは健康寿命を長くすることにもつながりますから、そういう面で、地域の職員として採用しても潰しは利くと、私はそう捉える。

そういう意味で、やはりきちんとした対応をしながら、適当な場所にはそういう有資格者を配置するという人員体制をしいていかないと、安心してこのまちで暮らしていけないのかなという気がします。

ぜひ資格のある者を、年に1回と言わないで、2回でも3回でもしつこく募集をかけて、そして適切に配置をしていくということも、総務課長さん、ぜひお取組をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 議員おっしゃるとおり、有資格者、専門職は募集をかけてもなかなか集まってこない、試験を受けてもらえないのが現状でございます。職員採用試験も通常のタイミングでやっておりますと、どうしてもほかの市町村に負けてしまって先にとられてしまったりしていますので、今年度はちょっとやり方を変えて、保健師については大分早いタイミングで募集をかけて、1回試験をやったりしています。これから専門職の採用については、いろいろやり方を考えながら、積極的に採用できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑はないですか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 定数問題、定数を削減するということと、一方では、公務労働の量・質がどうなっているのかという問題は非常に関わりのあることだと思います。

一般的に考えて、公務労働、ますますその範囲と量は増えているというふうに私は認識をしております。確かに当町で抱える公務労働の対象になる町民の数は減少傾向にあるけれども、これは町民の数に比例をして公務労働の量・質が減じるという状況ではない。まさに量・質は別の問題として増加をしているというふうに私は認識をしております。

昨今の、例えば突発的なことであってもコロナの問題一つ考えても、業務量というのは非常に増えているという状況が今後ともいろんなことで予想されるということを含めて、公務労働の質と量は増えるだろうというふうに考えております。

その公務労働にどう対応するのか、どういう対応をしていくかということの中で、職員をどうするのかという問題があるだろうと。正規職員で対応するのか、あるいは臨時的な職員で対応するのか。昨今の公務労働における処遇の状況を見ると、正職員の数は抑えながら、他の非正規、臨時、あるいは名前であれば再雇用だとか、それから任用職員、こういった形で正規以外の職員を採用しているということの中で、この増えた量の部分を含めて補っているという状況にあるのではないかというふうに受け止めております。この辺はどのようなふう

に受け止めているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、職員数の管理ですが、基本的には人口が減少していくということを踏まえれば、削減の方向を検討していく、そういう方向で進めていかなければならないとは考えていますが、議員のおっしゃるとおり、昨今の行政需要というのは、新しいも

のがどんどん出てきておりますし、事務事業なども、コロナのことなんかもそうですけれども、国から下りてくる仕事の量というのがすごく増えてきておりますので、一概に人口が減ったからといって、小さい町になってきたからといって、職員をどんどん減らしていいかといえ、そうはならないと思います。小さい自治体であっても、最低限やっていかなければならない行政事務というのはもちろんありますので、それに見合った職員数を確保していかなければならないのは当然のことだと考えております。

今の定数には、再任用職員はカウントされておられません。それで定数プラス、現在再任用の職員が8人おります。来年度も再任用予定者が8人おります。定数外の人数プラス再任用、それから会計年度任用職員もおりますけれども、特に再任用の職員につきましては、これまでの経験とか知識などを生かして、定年前、60前の一般職員の足りない部分を補ってもらえるような、そういう補完をしてもらえるような、そういう配置なり使い方というのを考えていかなければならないなと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） いわゆる仕事の量あるいは質等の問題についての認識はほぼ同じものを持っていらっしゃるというふうに思いますので、それに対してどう対応していくか、どういう職員を配置していくかという問題に関わってくるわけであり、そういう点で、今先ほど言いましたように、様々な雇用形態を含めて対応していくという方向が一つ出ている、以前より多くなっているわけであり、

私はそういう中で、例えば正規職員以外の職員が増えるということについていけば、その職員はいわゆる正規職員が受けるような処遇はやはり受け切れないという問題点がある。例えば退職金の問題、あるいは年金の問題、正規職員とは違った形での格差がやっぱりそこに出てくるわけであり、

そういう点で、例えば同一労働同一賃金とまではいかないにしても、ほぼそれと同じような労働の状況にありながら、処遇がやっぱり格差が出ているという、そういうことが公務職場では増えているというふうに思います。

そういう点で、定数を正規職員で当たらせるのか、それともそうでない職員に当たらせるのかということについての問題と、定数をどう設定するかという問題は密接な関係があるわけでありまして、今回についてはこういう提案をされておりますけれども、今後ますますそういう問題が出てくるだろうと。したがって、定数について論議をする場合、あるいはそれぞれの職場の職員をどういう職員で配置をするかという論議の中で、今言ったように公務労

働とは何かということについてのやはり十分な検討と、それにふさわしい仕事の仕方、人員の配置の仕方、これについてはもっともっと慎重であってほしいというふうに思います。

そういうことを、意見をこの際述べさせていただいて、この提案については、今回の提案については一応私としては賛意を示すつもりでおりますけれども、今後の課題として受け止めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は議案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第60号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第61号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第62号 令和4年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第63号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第64号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第64号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

8月の大雨による被害において早急な対応が必要な経費として、第3号補正予算で1,380万円を災害復旧費に措置したところがございます。今回、補正予算で提案するものは、これに加えて、11款災害復旧費に7,260万円を措置したものであります。

歳入予算は、財政調整基金繰入金で全額対応しております。

今回提案する補正額は、歳入歳出それぞれ7,260万円を追加で、歳入歳出予算の総額を47億2,636万7,000円にしようとするものでございます。

なお、今回の災害に係る経費については、特別交付税において特殊需要として措置していただけるよう要望してまいるほか、今後、国庫補助の充当が可能となった場合には、財政を振り替えていきたいと考えております。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、第5号補正予算の詳細について説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

本補正予算は、8月の大雨による被害へ対応する予算を追加し、公共土木施設、農林水産施設それぞれに災害復旧関連予算を措置したものであります。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費、12節設計委託料は、国庫補助に申請し、災害査定を受ける町道真木平線、余路米1号支線、萩平台作線の設計に係る分として750万円を計上しました。

14節工事請負費は、国庫補助申請する3か所のほか、田ノ沢線、鴫長沢線、元山線など町道12か所分と、余路米沢川、松木沢川の河川3か所分の災害復旧工事費を見込み、4,460万円を措置しました。

18節災害復旧工事費負担金は、十和田湖の神田川の河川浚渫工事の2分の1相当額を十和田市に負担する分として250万円を計上しました。

次に、2項農林水産施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費、12節設計委託料は、国庫補助申請する工事の設計に係る分として100万円を計上しました。

14節工事請負費には、サイホンの崩壊や農業用水路埋没による被害等へ対応する災害復旧工事費として1,500万円を措置しています。

18節農地・農業用施設災害復旧事業補助金は、異常気象により農地や農業用施設が被災した個人または団体等の復旧事業を支援するもので、200万円を計上しました。

次に、歳入です。

今回の補正財源は全額一般財源として、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、7,260万円を予算化しました。既決予算額に今補正分を合わせると3億7,840万円となりました。

以上で詳細な説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員であります木村安子さんは、令和4年12月31日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、木村安子さんに引き続き当町の人権擁護委員として活動していただきたく、提案申し上げるものでございます。

木村さんは、平成25年から人権擁護委員の任にあり、現在3期目で、委員活動に意欲的に活動してございまして、地域活動にも積極的に参加され、地域住民からの信頼も厚く、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信しております。

なお、任期は令和5年1月1日から令和7年12月31日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第65号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君の2人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数11、うち賛成10票、反対1票であります。

以上のおおり賛成多数であります。

よって、本件は賛成することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第66号～議案第70号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第66号、日程第12、議案第67号、日程第13、議案第68号、日程第14、議案第69号、日程第15、議案第70号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第66号から議案第70号の小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

小坂町情報公開審査会の委員の選任につきましては、小坂町情報公開条例第13条第3項に規定されているところでございます。

このたび、小坂町情報公開審査会委員の任期が令和4年9月30日をもって満了となりますことから、議案にありますとおり、伊藤智子さん、青島達也さん、花田洋二さん、葛西壽さん、齊藤孝志さんにつきまして、引き続き委員の適任者として、再任の提案を申し上げますのでございます。

各氏におかれましては、お仕事や地域での豊富な経験はもとより、人格、識見、経験ともに申し分のない方々だと確信いたしております。

なお、任期は令和6年9月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより日程第11、議案第66号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第66号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第67号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第67号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

無記名投票により行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君を立会人に指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第68号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同

意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことに決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第68号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第68号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第69号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第69号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第69号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には6番、秋元英俊君、7番、成田直人君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第70号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第70号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願

ます。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第71号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第71号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第71号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

当町の教育委員であります小田桐昌善さんは、令和4年9月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、小田桐昌善さんを引き続き委員の適任者と考え、提案申し上げるものでございます。

小田桐さんは、平成21年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価され、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和8年9月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第71号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第71号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君の2人を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまから昼食休憩に入らせていただきます。再開は午後1時といたします。よろしく願います。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、意見書案第5号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第18、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りいたします。

両委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） これをもって、令和4年第5回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時02分